

新潟市農業成長産業化基金条例（平成31年2月26日条例第1号）

最終改正:

改正内容:平成31年2月26日条例第1号 [平成31年2月26日]

---

○新潟市農業成長産業化基金条例

平成31年2月26日条例第1号

新潟市農業成長産業化基金条例

（設置）

第1条 本市の農業分野の人材育成並びに農業及び農業に関連する産業の成長に資するため、新潟市農業成長産業化基金（以下「基金」という。）を設置する。

（積立額）

第2条 基金として積み立てる額は、予算で定める。

（管理）

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により管理しなければならない。

（運用益金の処理）

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金に繰り入れるものとする。

（繰替運用）

第5条 市長は、財政上必要があると認める場合は、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

（処分）

第6条 基金は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、その全部又は一部を処分することができる。

（1）農業分野の新たな取組に資する人材育成に係る事業の経費の財源に充てる場合

（2）農業及び農業に関連のある産業であって、6次産業化若しくは農商工連携又はそれらに関連する産業に資する事業の経費の財源に充てる場合

（3）前2号に規定する事業のほか、農業及び農業に関連のある産業の成長に資する事業の経費の財源に充てる場合

（その他）

第7条 この条例に定めるもののほか、基金の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

---